

周南市高校生通学定期券購入補助制度 よくある質問と回答

Q1. 路線バスの通学定期券を利用して市外の高校に通学していますが、対象となりますか。

A1. 市内に居住していれば、市外の高校へ通学する場合も対象となりますが、路線バスは県内移動に限ります。

Q2. 通学で路線バスを利用していますが、回数券は対象となりますか。

A2. 対象となりません。路線バスで対象となるのは、通学を目的として発行された定期券のみ(学生フリー定期含む)です。離島航路は通学定期乗船券が対象となります。

Q3. 高速バスの通学定期券を利用して広島市に通学していますが、対象となりますか。

A3. 対象となりません。高速バスの通学定期券で対象となるのは、市内を移動するもののみです。(例:徳山駅～熊毛IC、湯野温泉口～熊毛ICなど)

Q4. 通学で JR の通学定期券を利用していますが、対象となりますか。

A4. 対象となりません。対象となるのは路線バスの通学定期券(学生フリー定期含む)と離島航路の通学定期乗船券のみです。

Q5. 防長交通以外の路線バス事業者の通学定期券は対象となりますか。

A5. 対象となります。補助を受けるには、購入後、補助金交付申請書兼請求書と添付書類を市公共交通対策課に提出してください。

Q6. 塾に通うことだけを目的とした利用は対象となりますか。

A6. 対象となりません。

Q7. スマホ定期券を購入しました。補助金はいつ頃振り込まれますか。

A7. 補助を受けるには、購入後、補助金交付申請書兼請求書と添付書類を市公共交通対策課に提出してください。受理した後、審査し、交付決定通知書を送付します。補助金の振り込みはその後となりますので、申請書を受理してから2か月程度かかると見込んでいます。

Q8. 補助金の申請書は、通学定期券を購入するたびに提出する必要がありますか。

A8. 防長交通又は大津島巡航の窓口で申請する場合

1学年度で、通学定期券を購入する最初の1回目に提出が必要です。年度の途中で休学や退学等をする場合や住所が変更となる場合は手続きが必要となりますので、市公共交通対策課に連絡をお願いします。

市に直接申請をする場合

購入するごとに、市公共交通対策課に「周南市高校生通学定期券購入補助金交付申請書兼請求書(様式第5号)」を提出する必要がありますが、1学年度のうち、2回目以降の購入の際は、記入箇所や添付書類の一部を省略することができます。

Q9. 市内で転居しました。通学定期券や補助金はどのようになりますか。

A9. 市公共交通対策課に連絡をお願いします。通学定期券を払い戻される場合は、定期券販売窓口でご相談ください。

Q10. 市外に転出しました。通学定期券や補助金はどのようになりますか。

A10. 市公共交通対策課に連絡をお願いします。転出後は補助の対象外となりますので、購入された通学定期券の通常料金との差額をお支払いいただく(スマホ定期券の場合は補助金の返還)等が必要となります。通学定期券を払い戻される場合は、定期券販売窓口でご相談ください。

Q11. 通学定期券を紛失しました。再購入する場合は対象になりますか。

A11. 紛失した通学定期券と同じ期間の再購入は、補助の対象とはなりません。

Q12. 通学定期券の期間中に卒業や進学(高専3年生が4年生になり、補助対象外となる場合など)する場合はどうすればよいですか。

A12. 卒業や進学をする年度末の3月から4月にまたがる期間の通学定期券は、3月中について、日割りで補助の対象とします。(4月以降は対象となりません。)この場合、定期券販売窓口では補助金額を差し引いた金額で定期券を購入できませんので、購入後に市公共交通対策課に直接補助金を申請してください。